

一般社団法人クロスオーバ一定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人クロスオーバーと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、後世が自然と共生し、豊かに安全・安心して暮らすことができるよう、人と人を繋げ、人々の役割を引出しそれを果たせるよう、新しい人間・社会のあり方についてのビジョンを提示し、人を育てることができる人材を育成し、新しい事業モデルおよび社会・経済システムを創造・構築するとともに、そのために必要な事業を行う。目的が達成され、真に持続的な人間と自然が共生する社会を構築したとき、当法人はその役割とともに解消することを目指す。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 教育・研究にかかる事業
- (2) 医療・福祉・年金等社会保障にかかる事業
- (3) 農林水産業にかかる事業
- (4) 環境にかかる事業
- (5) 販売・製造等にかかる事業
- (6) 保険・金融にかかる事業
- (7) 広告・広報・出版等情報にかかる事業
- (8) 建設・不動産にかかる事業
- (9) コンサルティングにかかる事業
- (10) 文化・芸術・スポーツにかかる事業
- (11) 安全保障にかかる事業
- (12) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- (13) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 当法人の目的に賛同して入会した団体
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認があったときに正会員、準会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 準会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、社員総会において別に定める

(任意退会)

第9条 会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎年6月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第16条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 2名以上4名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款を定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事の解任の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第29条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 森下 博紀

設立時理事 小松みどり 沖村さやか

設立時監事 宮入 直実

(設立時社員の氏名及び住所)

第30条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 [REDACTED]

設立時社員 森下 博紀

住 所 [REDACTED]

設立時社員 小松 みどり

住 所 [REDACTED]

設立時社員 宮入 直実

住 所 [REDACTED]

[REDACTED]

設立時社員 沖村 さやか

(法令の準拠)

第31条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人クロスオーバー設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 6年 2月 9日

設立時社員 代表理事 森下 博紀

設立時社員 理 事 小松 みどり

設立時社員 理 事 宮入 直実

設立時社員 理 事 沖村 さやか

制定 令和5年11月10日

改定 令和6年2月9日